



広報

FUKAURA

ふかうら

No.364

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

「深浦町交通安全青少年非行防止・社会を明るくする運動町民決起大会」の中止について

6月24日（水）開催予定としていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を避けるため、中止することになりました。

大会は中止とするものの、引き続き交通事故や犯罪、非行のない明るい地域社会を目指し、安心・安全な町づくりにご協力をお願いします。

□問合せ先

町民課
Tel 74-2115

県営住宅入居者募集のお知らせ

◆募集住戸

①新宮団地

（五所川原市若葉三丁目地内）
木造 3LDK
1戸（1階玄関）

②広田団地

（五所川原市みどり町5丁目地内）
鉄筋コンクリート 3LDK
2戸（1階・2階玄関）

③新宮団地

（五所川原市長橋広野地内）
木造 3LDK
1戸

（特定公共賃貸住宅・1階玄関）

※申込者及び同居予定者の人数等の制限について、①②は3名以上。③は人数が2名以上で政令月額が158,000円以上487,000円以下に限る。

◆募集・受付・書類配布・説明期間

6月1日（月）～6月10日（水）
③は随時募集中（但し、入居者決定次第募集を締め切ります。）
（すべて土、日を除く）

◆その他

入居するには入居基準があり、家賃は所得金額に応じて決定します。

◆家賃

①新宮団地
21,900円
②③、000円程度

②広田団地

13,000円
③新宮団地
58,000円（一律）

※①②は8月1日入居予定です。

※③は7月1日入居予定です。

※駐車場は原則として1住戸につき1台です。

2台目駐車場については空区画がある場合のみ貸出します。

※駐車場料金は、家賃とは別に徴収します。

※冬期の駐車場や共用部分の除雪は入居者の皆さんで行っていただきます。

□申込み・問合せ先

五所川原市大字金山字亀ヶ岡
46番地18

青森県営住宅等指定管理者
株式会社

サン・コーポレーション
住宅管理係

Tel 0173-38-3181
（土・日を除く）

（対象者拡大）
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける小売業者等を支援します

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障を来たしている町内の事業者を緊急的に支援するため、次のとおり支援対象者を拡大して事業維持支援金を交付します。下記に該当する方は、期限までに申請ください。

■事業維持支援金の内容

（１）対象となる要件

- ・深浦町内に事業所を有する中小企業又は個人事業主もしくは深浦町内に住民登録のある個人事業主。※先に支給した飲食業者、宿泊業者、食品加工業者、産直施設出品者等及び農林畜水産業者（法人含む）、建設関連事業者、社会福祉施設運営事業者は対象外となります。
- ・令和2年4月1日現在、廃業していないこと。
- ・深浦町暴力団排除条例に違反しないこと。

（２）対象となる方及び支援金額

※支援金額は、営む事業数に係わらず1事業者当たりとなります。

| 支給対象者 | 支給要件 | 支援金額 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------|
| ○全業種 ※先に支給した飲食業者、宿泊業者、食品加工業者、産直施設出品者等及び農林畜水産業者（法人含む）、建設関連事業者、社会福祉施設運営事業者は対象外となります。 | 令和2年3月～5月のいずれかの月の売上金額が、前年同月より20%以上30%未満で減少している場合。 | 一律10万円 |
| | 令和2年3月～5月のいずれかの月の売上金額が、前年同月より30%以上減少している場合。 | 一律20万円 |

（３）申請方法

6月30日（火）までに、深浦町観光課まで申請書を提出してください。

申請時、下記の書類が必要となります。

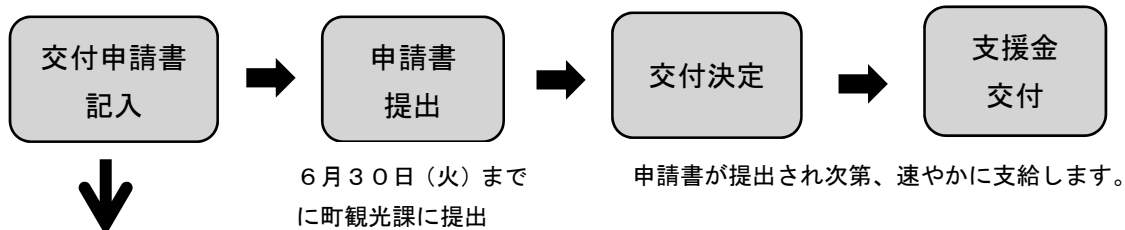
①事業確認書類

（前年分の確定申告書、帳簿、営業許可証など事業内容が分かる書類の写しを1点）

②月別売上高の比較ができる前年分の確定申告書、決算書、帳簿等の写し

③その他、必要に応じて追加書類を求めることがあります。

【支援金支給までの流れ】



交付申請書は、深浦町ホームページでダウンロードするか、観光課、岩崎支所、大戸瀬支所窓口でお受け取りください。

無担保・延滞金なし

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、町税等の徴収の猶予を受けることができるようになります。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる町税等

・ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人町民税、固定資産税などほぼすべての税目が対象になります。

・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の町税等についても、**令和2年6月30日**までの申請によって、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

・ 令和2年6月30日まで、または、納期限（納期限が延長された場合は、延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭により伺います。

☐問合せ先 税務課 TEL 74-2114(直通)

深浦町特定不妊治療費助成事業のお知らせ

深浦町では少子化対策の一環として、特定不妊治療を受けている夫婦に対して治療に対する経済的負担を軽減することを目的に治療費の一部を助成します。

■対象となる方（申請日に下記4項目すべてに該当される方）

- ①法律上の婚姻をしている夫婦である。
- ②夫婦またはいずれか一方が1年以上前から深浦町に住所があり、実際に居住していること。
- ③「青森県特定不妊治療費助成事業」の交付決定を受けているもの。
- ④町税の滞納がないこと。

※他市町村において同様の助成を受けている場合は、当町での助成を受けることができません。

≪特定不妊治療とは≫

体外受精や顕微授精と呼ばれるもので、タイミング法や排卵誘発治療・人工授精などの一般不妊治療とは異なります。

■助成額および助成期間

【助成額】

1回の治療につき、治療に要した費用から「青森県特定不妊治療費助成事業」により受けた助成額を引いた額（上限15万円または7万5千円まで助成）。

【期間および回数】

青森県特定不妊治療費助成事業と同一（年齢により助成回数が変わります）。

■必要書類（下記の必要書類を健康推進課へ提出してください。）

- ①深浦町特定不妊治療費助成事業申請書（ホームページからもダウンロードできます。）
- ②青森県特定不妊治療費助成事業交付決定・確定通知書の写し
- ③特定不妊治療に係る医療機関発行の領収書の写し

※その他申請の際に必要なもの：印鑑・本人名義の通帳

■支給方法

申請審査後、交付の有無を申請者に連絡します。交付決定の場合は、後日口座へ振込します。

*** 申請についての問合せ・申請窓口 ***

深浦町 健康推進課（深浦町保健センター内）

大字広戸字家野上104-1 TEL 82-0288

高齢者肺炎球菌感染症の予防接種のお知らせ

当町では、高齢者の肺炎予防を推進するために当該予防接種への助成を行っています。
今年度対象の年齢となる方にはすでに個別で通知を行っておりますが、お手元に届いていない方や予診票を失くされた方は健康推進課までご連絡ください。

■接種対象者

(1) 次の表に掲げる条件に該当する方

| 対象者 | 生年月日 |
|----------|-----------------------|
| 65歳になる方 | 昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生 |
| 70歳になる方 | 昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生 |
| 75歳になる方 | 昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生 |
| 80歳になる方 | 昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生 |
| 85歳になる方 | 昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生 |
| 90歳になる方 | 昭和 5年4月2日生～昭和 6年4月1日生 |
| 95歳になる方 | 大正14年4月2日生～大正15年4月1日生 |
| 100歳になる方 | 大正 9年4月2日生～大正10年4月1日生 |

(2) 60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に、日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方（主治医に相談しましょう）

■接種対象外となる条件

- (1) 過去に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）を接種したことがある方
- (2) 脾臓を摘出した方（保険適用となるため主治医に相談しましょう）

■費用

自己負担額 2,000円

※町指定医療機関以外での接種は全額自費となります。

※生活保護世帯の方は『夜間・休日用医療受給者証』を医療機関に提示すれば無料になります。

■実施期間

令和3年3月31日まで

□問合せ先 健康推進課 TEL 82-0288

定住促進住宅（岩崎住宅）の入居者を募集します！

■住宅の概要

| | |
|---------------|----------------------------------------------------|
| 所在地 | 深浦町大字岩崎字松原44-16 (岩崎郵便局向い・旧岩崎村役場跡地) |
| 住宅の構造 | 木造2階建てメゾネットタイプ集合住宅(4戸分) |
| 一戸あたり の間取り | 2LDK 1・2階合わせて26.5坪(87.8㎡) |
| 主な設備等 | オール電化、浴室乾燥機、冷暖エアコン(各部屋計3台)、 物置(1坪)、カーポート(2台分/戸) |
| 家賃・敷金 | 家賃:月額40,000円 敷金:家賃2か月分(80,000円) |

■募集戸数 1戸分(1世帯分)

■入居時期 7月1日(水)以降の入居

■申込受付期間 6月1日(月)～6月15日(月)

■入居資格

※以下のすべての要件を満たしている必要があります。

- ①町内在住または住む予定の方で、公租公課を滞納していないこと
- ②夫婦(婚姻予定者含む)、または中学生以下の扶養する子どもと同居する家族
- ③入居開始時点で世帯主またはその配偶者が満45歳未満
- ④家賃を納付できる収入があること
- ⑤同居者を含め暴力団員でないこと

＜入居申込用紙＞

役場建設課・岩崎支所・大戸瀬支所及び
町ホームページからも取得できます！

■入居申込方法

入居申込書に下記書類を添付して役場建設課に提出してください。

- ①入居予定者全員の住民票の写し
- ②入居予定者全員の収入及び所得を証する書類(令和元年分の所得証明書等)
- ③入居予定者全員の健康保険被保険者証の写し
- ④納税証明書(同居者を含む。)

■申込多数の場合の選考

以下の要件①から順に合致する方から優先して入居者として決定します。

- ①入居者全員が町外からの移住者であること
- ②中学生以下の同居人がいること
- ③世帯全体の年間所得額が200万円未満であること
- ④申込時にいわさき小学校区に在住していること
- ⑤災害時の事情により、緊急に入居させる必要があること

※いずれの事項でも順位をつけ難い場合は、公開抽選にて決定します。

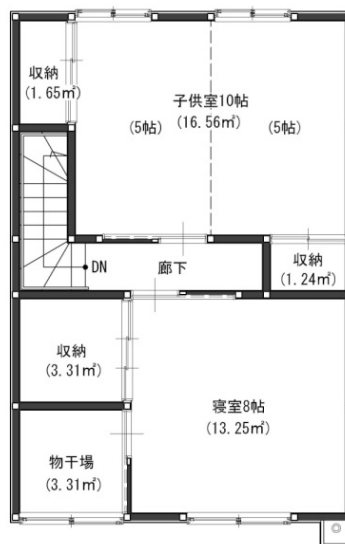
■入居者に決定した場合の入居手続き

以下の手続きのうえ、町が通知する入居可能日以降14日以内に入居をお願いします。

- ①敷金の納付
- ②賃貸借契約の締結（保証人1名の連署捺印した賃貸借契約書と関係書類を提出）

■入居にあたっての留意点

- ①一度の契約で入居できる期間は2年間（24か月）です。ただし、同居して高等学校等の教育機関に通学する満20歳以下の子どもがいる場合は、その教育機関を卒業するまでの期間は、更新手続きのうえ、継続して入居することができます。
- ②敷地を含めてペットを飼うことはできません。（盲導犬などの場合は応相談）
- ③損害保険（家財・借家人賠償・個人賠償）への加入を義務付けます。
- ④上記のほか、本住宅に関する町の条例や規則、指示事項を遵守していただきます。



□申込み・問合せ 建設課 管理係 TEL 74-4413

茶道教室開催のお知らせ

令和2年3月をもって「いわさき子どもクラブ活動育成会」茶道教室の活動が終了となりましたが、今まで「深浦町公民館岩崎分館」の文化祭を支えてくれたことへの感謝と共に、終了を惜しむ声が多いことから、今後も文化祭で地域の皆さんに呈茶を差し上げたいと思います。茶道の心得のある方、初心者の方、興味のある方を下記のとおり募集します。

- 講師 裏千家教授 川村雅子先生
- 日時 月3回毎週木曜日 午後1時～3時（第1回目は6月4日（木）となります。）
- 場所 ふれあいと創造の館
- 受講料 月3,000円（練習用のお茶代、お菓子代）
- 申込締切 6月4日（木）※締切後も随時受付

□申込・問合せ先 深浦町連合婦人会岩崎支部 佐藤靖子
TEL 090-9530-5290

5月31日は「世界禁煙デー」です！

毎年5月31日は世界保健機関（WHO）が定める「世界禁煙デー」です。日本でも2018年7月に健康増進法が改正され、望まない受動喫煙を防止するための取組が段階的にすすめられてきましたが、2020年4月1日からは飲食店は原則屋内禁煙になるなどルールになりました。

■マナーからルールへ

～改正された健康増進法が2020年4月1日より全面施行されています～



多くの施設において原則屋内禁煙に



20歳未満の方は喫煙エリアへ立ち入り禁止



屋内での喫煙は喫煙室の設置が必要に



喫煙室には標識掲示が義務付け

■受動喫煙とは

自分の意思にかかわらず、他人が吸った煙を吸わされることをいいます。たばこの先から立ち昇る煙（副流煙）や喫煙者が吐き出す煙（呼出煙）には、ニコチンやタールをはじめ多くの有害物質や発がん性物質が含まれており、周囲に害を与えます。

■みんなの健康を守るために…

（1）たばこを吸う人は？

受動喫煙による健康影響が大きい20歳未満の方や病気がある方の近くで喫煙しないように配慮しなければなりません。

（2）たばこを吸わない人は？

たばこを吸わない人がたばこの煙を吸うと、少しの量でも大きな健康影響を受けるといふ報告もあります。たばこの煙には近づかないようにしましょう。

■たばこを止めたいと思ったら…

深浦町では、禁煙したい方を応援するため「禁煙外来治療費の助成」を行っています。

禁煙外来で治療を受けた際にかかった費用を半額助成するものです。この機会に、ご自分やご家族の健康のため禁煙にチャレンジしてみませんか。

禁煙外来治療費の助成について、関心がある方は下記まで問合せください。

□問合せ先

健康推進課 TEL 82-0288

6月健康相談日程

保健師が心身の健康に関するご相談を受けています。また、血圧測定も行っています。

| 日 | 曜日 | 時間 | 地区 | 場所 |
|----|----|-------------|------|-----------------|
| 2 | 火 | 10:00～12:00 | 川原町 | 福祉センター(元城館) |
| 3 | 水 | 13:00～15:00 | 風合瀬 | 風合瀬農業環境改善センター |
| 4 | 木 | 10:00～12:00 | 岩崎上 | 岩崎上地区コミュニティセンター |
| 8 | 月 | 10:00～12:00 | 舩作 | 舩作福祉センター |
| | | 10:00～12:00 | 岩崎下 | 漁業振興センター |
| | | 13:00～15:00 | 追良瀬 | 追良瀬福祉センター |
| | | 13:30～15:30 | 松神 | 松神地区コミュニティセンター |
| 11 | 木 | 10:00～12:00 | 岡町 | 岡町福祉センター(御仮屋館) |
| 12 | 金 | 10:00～12:00 | 長慶平 | 長慶平福祉センター |
| 15 | 月 | 10:00～12:00 | 轟木 | 多目的集落センター |
| | | 10:00～12:00 | 晴山 | 晴山福祉センター |
| | | 13:00～15:00 | 横磯 | 横磯集落センター |
| | | 13:30～15:30 | 風合瀬 | 長寿会館 |
| 16 | 火 | 10:00～12:00 | 正久 | 正久地区多目的センター |
| | | 13:00～15:00 | 7区 | 福祉センター(元城館) |
| | | 13:00～15:00 | 田野沢 | 田野沢福祉センター |
| | | 13:30～15:30 | 岩崎中 | 高齢者センター |
| 18 | 木 | 13:00～15:00 | 松原 | 松原集落センター |
| | | 13:30～15:30 | 黒崎 | やまびこハウス |
| 19 | 金 | 10:00～12:00 | 沢辺 | 沢辺地区コミュニティセンター |
| 24 | 水 | 10:00～12:00 | 大間越 | 大間越地区コミュニティセンター |
| | | 13:00～15:00 | 6区 | 福祉センター(さくら館) |
| | | 13:00～15:00 | 北金ヶ沢 | 大戸瀬支所 |

☐問合せ先

健康推進課 TEL 82-0288

毒 有毒植物に要注意

山菜狩りなどで誤って有毒な野草を採取し、食べたことにより、食中毒が発生しています。

⚠ 有毒植物による食中毒で、死者も発生しています。

食用の野草と確実に判断できない植物は

絶対に

**採らない！ 食べない！
売らない！ 人にあげない！**

◎家庭菜園や畑などで、野菜と観賞植物を一緒に栽培するのはやめましょう。
◎山菜に混じって有毒植物が生えていることがあります。山菜狩りなどをするとき
は、一本一本よく確認して採り、調理前にもう一度確認しましょう。



**野草を食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を！
見分けに迷ったら、最寄りの保健所へご相談ください！**

＜食用と間違いやすい有毒植物の例＞

| イヌサフラン | スイセン 及び スノーフレーク | トリカブト | ヒメザゼンソウ |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>【中毒症状】 嘔吐、下痢、皮膚の知覚減退、呼吸困難。重症の場合は死亡することもある。</p> <p>【間違いやすい植物】 (葉) ・ギョウジャニンニク ・ギボウシ と類似。 (球根) ・ジャガイモ ・タマネギ など</p> |  <p>スイセン</p>  <p>スノーフレーク (スズランスイセン)</p> <p>【中毒症状】 食後30分以内で、吐き気、嘔吐、頭痛など。 (スイセンでは、悪心、下痢、流涎、発汗、昏睡、低体温などもある。)</p> <p>【間違いやすい植物】 ・ニラ など (スイセンは、ノビルやタマネギにも間違われやすい)</p> |  <p>【中毒症状】 食後10～20分以内で、口唇、舌、手足のしびれ、嘔吐、腹痛、下痢、不整脈、血圧低下、けいれん、呼吸不全に至って死亡することもある。</p> <p>【間違いやすい植物】 ・ニリンソウ ・モミジガサ など</p> |  <p>若い葉(左上1枚は別植物) 展開した葉</p> <p>【中毒症状】 食後すぐに唇のしびれ、口腔内の腫れ、胃痛などをおこす。</p> <p>【間違いやすい植物】 ・オオバギボウシ(ウルイ) など</p> |

法テラス鯉ヶ沢通信 vol.52



■法テラス鯉ヶ沢法律事務所の概要

所在地 〒038-2761

鯉ヶ沢町舞戸町後家屋敷9-4 鯉ヶ沢町総合保健福祉センター内

時間 9:00～17:00(土・日・祝日は休業)

業務 ・有料及び無料法律相談（要予約、無料相談は条件有り）

※高齢者や障がいのある方など、法律事務所にお越しいただくことが困難な場合は出張法律相談ができる場合があります。

・訴訟手続代理業務や債務整理代理業務など事件の受任

～橋本弁護士一言メモ～

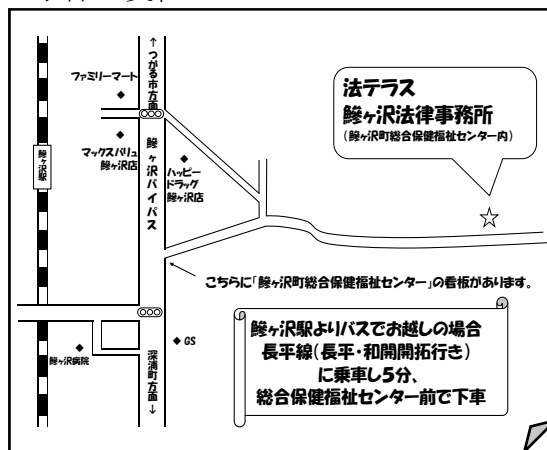
新型コロナウイルスの流行で、世の中はすっかり自粛ムードとなっています、

活動の自粛はコロナ対策としては有効ですが、多くの経済的に困窮する人を生んでしまいます。

経済的に困窮している方がやり直すための制度もありますので、自分が辛い状況に陥っていると感じている方は、法テラスにお電話ください。

□問合せ先 法テラス鯉ヶ沢法律事務所

TEL 050-3383-8369



「俳人 千空色紙図録」販売中です

俳人成田千空は、「東北に千空」と評され、萬緑賞や青森県文化賞など数々の賞を受賞し、「萬緑」代表者であり、「大粒の雨ふる青田母のくに」など三つの句碑と「地霊」など六冊の句集があります。

今回発行された「俳人 千空色紙図録」は、親交のあった画家「櫻庭利弘氏」の俳画入りなど、ふかうら文学館所蔵の百一点を集めた豪華な一冊となっております。この機会に皆さまどうぞお買い求めください。

「俳人 千空色紙図録」

A4版・70頁・並製本 1冊 1,500円+税

発行 俳人千空色紙図録刊行会
制作・発売 青森文芸社

□販売先・問合せ先

太宰の宿 ふかうら文学館 TEL 84-1070

ふかうらまちカレンダー

6月

☐問合せ先 総合戦略課 企画調整係 TEL 74-2122

★は深浦町公民館活動

| 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------|
| 31 | 1 ★日本教育書道会書道教室(15時～) | 2 保健師健康相談(川原町) ★楽陶会(9時～) ★墨遊会(10時～) ★深浦婦人会(19時～) ★深浦ねぶた踊り普及会(19時～) | 3 保健師健康相談(風合瀬) | 4 保健師健康相談(岩崎上) ★楽陶会(9時～) ★支援センターほほえみ(9時30分～) ★編み物愛好会(10時～) | 5 ★ダンス愛好会(13時～) | 6 |
| 7 ★将棋愛好会(10時～) | 8 保健師健康相談(舩作・岩崎下・追良瀬・松神) ★パッチワーク愛好会(10時～) ★日本教育書道会書道教室(15時～) | 9 ★軸装の会(10時～) ★深浦ねぶた踊り普及会(19時～) | 10 ★サークル「人形」(11時～) | 11 保健師健康相談(岡町) ★支援センターほほえみ(9時30分～) ★拳舞の会(13時～) ★光楓書友会(18時～) ★油絵愛好会(19時～) | 12 保健師健康相談(長慶平) ★花咲会(10時～) ★ダンス愛好会(13時～) | 13 ★書道愛好会(13時～) |
| 14 | 15 保健師健康相談(轟木・晴山・横磯・風合瀬) ★日本教育書道会書道教室(15時～) | 16 保健師健康相談(正久・7区・田野沢・岩崎中) ★楽陶会(9時～) ★墨遊会(10時～) ★弘前ヒアリング(13時～) ★深浦ねぶた踊り普及会(19時～) | 17 | 18 保健師健康相談(松原・黒崎) ★楽陶会(9時～) ★支援センターほほえみ(9時30分～) ★編み物愛好会(10時～) | 19 保健師健康相談(沢辺) ★料愛クラブ(9時～) ★ダンス愛好会(13時～) | 20 |
| 21 ★将棋愛好会(10時～) | 22 ★パッチワーク愛好会(10時～) ★日本教育書道会書道教室(15時～) | 23 ★楽陶会(9時～) ★東北補聴器(10時～) ★深浦ねぶた踊り普及会(19時～) | 24 保健師健康相談(大間越・6区・北金ヶ沢) ★サークル「人形」(11時～) | 25 ★楽陶会(9時～) ★支援センターほほえみ(9時30分～) ★拳舞の会(13時～) ★光楓書友会(18時～) ★油絵愛好会(19時～) | 26 ★ダンス愛好会(13時～) | 27 ★書道愛好会(13時～) |
| 28 | 29 ★日本教育書道会書道教室(15時～) | 30 ★深浦ねぶた踊り普及会(19時～) | 1 | 2 | 3 | 4 |